

沖縄工業高等専門学校学則

改正 { 平成16年 4月 1日
学 則 第 1 号
平成19年 3月30日
学 則 第 1 号
平成20年 3月31日
学 則 第 1 号
平成20年 8月20日
学 則 第 2 号
平成21年 2月18日
学 則 第 1 号
平成22年 3月17日
学 則 第 1 号
平成22年12月15日
学 則 第 2 号
平成23年 7月20日
学 則 第 1 号
平成24年 3月14日
学 則 第 1 号
平成25年 2月20日
学 則 第 1 号
平成26年 3月12日
学 則 第 1 号
平成27年 2月18日
学 則 第 1 号
平成28年 2月26日
学 則 第 1 号
平成29年 3月15日
学 則 第 1 号
平成29年 9月13日
学 則 第 2 号
平成29年10月18日
学 則 第 3 号
平成31年 3月13日
学 則 第 1 号
令和 元年 6月12日
学 則 第 2 号
令和 2年 3月12日
学 則 第 1 号
令和 2年 3月31日
学 則 第 2 号
令和 3年 2月17日
学 則 第 1 号
令和 3年 3月17日
学 則 第 2 号

令和3年4月21日
学則第3号
令和3年10月21日
学則第4号
令和4年1月19日
学則第1号
令和4年2月16日
学則第1号
令和4年2月16日
学則第2号
令和4年3月16日
学則第3号
令和5年3月16日
学則第1号
令和5年4月19日
学則第2号

目次

- 第1章 本校の理念及び目的（第1条―第1条の2）
- 第2章 教育研究水準の向上（第2条―第4条）
- 第3章 組織（第5条―第11条の5）
- 第4章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻（第12条―第16条）
- 第5章 教育課程等（第17条―第23条）
- 第6章 入学、転科、休学、転学、留学及び卒業（第24条―第40条）
- 第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第41条―第49条）
- 第8章 外国人留学生（第50条）
- 第9章 研究生、聴講生及び特別聴講生、科目等履修生（第51条―第53条）
- 第10章 学生準則及び賞罰（第54条―第57条）
- 第11章 専攻科（第58条―第68条）
- 第12章 学生寮（第69条）
- 第13章 公開講座（第70条）
- 第14章 観光・地域共生デザインコース（第71条）

附則

第1章 本校の理念及び目的

（理念）

第1条 沖縄工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、人々に信頼され、開拓精神あふれる技術者の育成により、社会の発展に寄与することを理念とする。

（目的）

第1条の2 本校は、教育基本法、学校教育法及び独立行政法人国立高等専門学校機構法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第2章 教育研究水準の向上

（自己評価等）

第2条 本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 本校は、第1項の点検及び評価の結果について、本校の職員以外の者による検証を行うものとする。

(情報の積極的な提供)

第3条 本校は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(教員組織の活性化及び教育研究の充実)

第4条 本校は、教員組織の活性化及び教育研究の充実を図るため、柔軟かつ機能的な体制を整備するとともに教員の教育能力や業績の客観的な評価に努めるものとする。

第3章 組織

(学科、学級、入学定員及び収容定員)

第5条 本校に、次の学科を置く。

機械システム工学科
 情報通信システム工学科
 メディア情報工学科
 生物資源工学科

- 2 前項の学科の1学年の学級数、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	学 級 数	入 学 定 員	収 容 定 員
機 械 シ ス テ ム 工 学 科	1	40 人	200 人
情 報 通 信 シ ス テ ム 工 学 科	1	40 人	200 人
メ デ ィ ア 情 報 工 学 科	1	40 人	200 人
生 物 資 源 工 学 科	1	40 人	200 人
計	4	160 人	800 人

- 3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときには、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

- 4 本校に置く各学科の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的については、別に定める。

(職員)

第6条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

(参与の会)

第7条 本校に、本校の管理運営、教育研究について助言又は勧告を行う組織として、参与の会を置く。

(副校長)

第8条 本校に、次の各号に掲げる校務を担当する副校長を置く。

- 一 総務
- 二 教育・入試

三 学生・キャリア支援・寮務

四 研究・産学連携

五 国際

- 2 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めた場合は、特命担当の副校長を置くことができる。
- 3 副校長は、校長の命を受け、校長を補佐するとともに、必要に応じて校長の代理を務める。

(校長特別補佐)

- 第8条の2 本校に、校長が必要と認めた特命事項に係る業務を担当する校長特別補佐を置くことができる。
- 2 校長特別補佐は、校長を補佐するとともに、必要に応じて副校長の担当する校務の支援を行うことができる。

(主事)

- 第9条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。
- 2 教務主事は、校長の命を受け、副校長(総務・教育・入試担当)の指示に従い、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
 - 3 学生主事は、校長の命を受け、副校長(学生・キャリア支援・寮務担当)の指示に従い、学生の厚生補導に関すること(寮務主事の所掌に属するものを除く。)を掌理する。
 - 4 寮務主事は、校長の命を受け、副校長(学生・キャリア支援・寮務担当)の指示に従い、学生寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(事務部)

- 第10条 本校に、庶務、会計及び学生の厚生補導に関する事務を処理するために事務部を置く。

(技術支援室)

- 第11条 本校に、技術に関する教育研究活動等を支援し、教育研究等に関する技術的専門業務を組織的かつ効率的・効果的に処理するために技術支援室を置く。
- 2 技術支援室に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

- 第11条の2 本校に、図書館を置く。
- 2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(多文化共生・国際交流推進本部)

- 第11条の3 本校に、多文化共生・国際交流推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。
- 2 推進本部に、次の各号に掲げるセンターを置く。
 - (1) 日本語・日本文化教育センター
 - (2) 留学生センター
 - (3) グローカル連携推進センター
 - (4) 国際共同研究推進センター
 - 3 推進本部及び推進本部の各センターに関し必要な事項は、別に定める。

(センター)

- 第11条の4 本校に、次に掲げるセンターを置く。

- (1) 情報処理センター
- (2) 地域連携研究推進センター
- (3) キャリア教育センター
- (4) 広報センター

2 各センターに関し必要な事項は、別に定める。

(学生相談・支援室)

第11条の5 本校に、学生の心理的な問題や学生生活上の問題に対応するため、学生相談・支援室を置く。

2 学生相談・支援室に関し必要な事項は、別に定める。

(内部組織)

第11条の6 第7条から第10条までに規定するもののほか、本校の内部組織については、別に定める。

第4章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

第12条 修業年限は、5年とする。

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第14条 学年を次の学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合には、校長は、学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振替えることがある。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 開校記念日 4月10日

(4) 春季休業 4月1日から4月6日まで

(5) 夏季休業 8月21日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

(7) 学年末休業 3月25日から3月31日まで

(8) 慰霊の日 6月23日

(9) 体験的学習活動等休業日

2 前項に規定する休業日のほか、校長は、臨時の休業日とその都度定めることができる。

(授業終始の時刻)

第16条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第5章 教育課程等

(1年間の授業期間)

第17条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則

とする。

(授業科目)

第18条 授業科目は、一般科目及び学科ごとの専門科目とする。

(教育課程の編成)

第19条 本校の教育課程は、授業科目及び特別活動により編成するものとする。

- 2 授業科目及びその単位数並びに修得単位数は、一般科目にあつては別表第1、専門科目にあつては別表第2のとおりとする。
- 3 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は標準50分とする。第7項において同じ。）の履修を1単位として計算するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。
- 6 前3項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 7 特別活動は、第1学年から第3学年までの各学年毎に30単位時間計90単位時間とする。
- 8 資格試験取得に関しては特別学修一般、特別学修専門として単位を認めることがある。ただし、卒業要件単位には含めないものとする。その他資格試験取得に関し必要な事項は、別に定める。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第20条 校長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

- 第21条** 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位の修得を認定することができる。
- 2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
 - 3 第1項の規定は、第37条に定める留学をする場合に準用する。

(各学年の課程の修了又は卒業の認定)

- 第22条** 各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。
- 2 成績の評価及び課程修了、卒業の認定に関し必要な事項は別に定める。

(再履修)

第23条 前条第1項の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る所定の授業科目を再履修するものとする。

第6章 入学、転科、休学、転学、留学及び卒業

(入学資格)

第24条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校又は義務教育学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了したもの
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜、入学の許可)

第25条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項の選抜方法によるほか入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、当該出身学校の長から送付された調査書を主な資料として入学者の選抜を行う。

3 校長は、前2項の選抜方法によるほか入学定員の一部について、本人の志望理由書に基づき、学力検査を免除し、調査書及び専門実習等を主な資料として入学者の選抜を行う。

4 校長は、前3項により選抜した者で、第42条に規定する入学料を納付した者又は入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者に対して、入学を許可する。

第26条 第1学年の途中、又は第2学年以上に入学を志望する者があるときは、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた場合に限り、前条の規定に準じて相当学年に入学を許可することがある。

第27条 他の高等専門学校から転入学を志望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転入学を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は別に定める。

第28条 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書その他校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きを終了しない者があるときは、校長は、その者の入学の許可を取り消すことがある。

(転科)

第29条 転科を希望する者があるときは、校長は、学年の始めにおいて選考の上、第3学年までに限り、転科を許可することがある。

(休学)

第30条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、4か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は1年を限度として休学の期間の延長を認めることができる。

3 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

(復学)

第31条 休学した者は、休学の事由がなくなったときは、校長の許可を受けて、復学するものとする。

(出席停止)

第32条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学)

第33条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

第34条 在学年数が9年（休学期間を含む。）で、かつ、卒業の認定がされない者、又は9年以内に卒業見込みがない者は、校長が退学を勧奨する。

(再入学)

第35条 第33条の規定により退学した者又は除籍された者で再入学を志望する者があるときは、校長は、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

(転学等)

第36条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第37条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、60単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第38条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

2 卒業をするためには、別表第3に定める単位数を修得しなければならない。

(学年の途中の課程修了及び卒業)

第39条 校長は、特別な必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第13条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

(称号)

第40条 前2条により卒業した者は、準学士と称することができる。

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第41条 入学を志願する者は、願書提出時に、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第42条 入学しようとする者は、入学のための所要の手続きを行うときに入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第43条 学生は、授業料を前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては4月に、後期にあつては10月に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納付することができる。

第44条 学年の中途において入学又は復学した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学又は復学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学又は復学の日の属する月に納付するものとする。

第45条 学年の中途において退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料を、それぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第46条 学生寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、寄宿料を納付するものとする。

(入学料、授業料又は寄宿料の減免及び徴収猶予)

第47条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額若しくは半額を免除することがある。

2 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合若しくは入学前1年前以内において、学資負担者が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合、その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料を徴収猶予することがある。

3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡等その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

4 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には寄宿料の全部を免除することがある。

5 前4項に関し必要な事項は、別に定める。

(検定料等の額)

第48条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）に定める額とする。

(既納の検定料等の取扱い)

第49条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、前期分授業料の徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額を、及び入学を許可されたときに授業料を納付した者が、3月31日までに入学を辞退した場合には、

既納の授業料相当額を、その者の申出により返還する。

第8章 外国人留学生

(外国人留学生)

第50条 外国人で、本校に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生は、定員外とすることができる。
- 3 外国人留学生には、別に定めるもののほか、本学則を準用する。

第9章 研究生、聴講生及び特別聴講生、科目等履修生

(研究生)

第51条 本校において、特定の専門事項についての研究を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生及び特別聴講生)

第52条 本校において、特定の授業科目についての聴講を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 学校間相互単位互換に基づいて、本校が開設する授業科目のうち特定の科目について聴講を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障のない場合に限り選考の上、特別聴講生として入学を許可することがある。
- 3 聴講生及び特別聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第53条 本校において、特定の授業科目についての履修を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障のない場合に限り、校長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を認定することがある。

- 2 科目等履修生が履修した単位は、判定の上、その科目を修得したものとして認定する。
- 3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 学生準則及び賞罰

(学生準則)

第54条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することがある。

(懲戒)

第56条 校長は、教育上必要があるときには、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒をすることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 2 停学の期間は、在学期間に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学の期間が短期（1か月以下）又は校長が特に認めた場合には、修業年限に算入することができ

る。

(除籍)

第57条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第30条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 特別な理由なく第34条に規定する勸奨に従わない者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 第47条に規定する入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理され、免除又は徴収猶予を不許可とされた者並びに半額免除又は徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第11章 専攻科

(設置)

第58条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第59条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工学に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、豊かな人間性と国際性を持ち、実践性・創造性を兼ね備え複合領域にも対応できる幅広い視野を身につけ、課題設定・解決能力に優れ柔軟な思考ができる高度開発型の技術者を育成することを目的とする。

(専攻及び入学定員)

第60条 専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員
創造システム工学専攻	24人

- 2 前項の専攻に学位申請区分に対応した「機械システム工学」、「電子通信システム工学」、「情報工学」及び「生物資源工学」のコースを置く。
- 3 専攻科に在籍する学生は、前項に規定するコースのうちいずれか一つのコースに所属しなければならない。

(修業年限及び在学期間)

第61条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第62条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入することができるもの
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が高等専門学校を卒業した

者と同等以上の学力があると認めた者
(7) その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜、入学の許可)

第63条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜を行う。

2 校長は、前項により選抜した者で、第42条に規定する入学料を納付した者又は入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者に対して、入学を許可する。

(教育課程)

第64条 専攻科の授業科目及び単位数は、別表第4のとおりとする。

2 授業科目の単位計算方法は、1単位の履修時間を教室内及び教室外をあわせて45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(休学の期間)

第65条 専攻科学生の休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学の期間は、第61条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(修了)

第66条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者については、修了を認定する。

2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

(準用規定)

第67条 専攻科学生については、第13条から第17条まで、第20条、第21条、第28条、第30条第1項及び第2項、第31条から第33条、第35条、第37条、第41条から第49条、第51条から第56条、第57条第1号、第2号、第4号及び第5号までの規定を準用する。この場合において、第20条中「60単位」とあるのは「8単位」と、第21条第2項中「60単位」とあるのは「8単位」と、第37条第1項及び第2項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学等」と、同条第2項中「60単位」とあるのは「8単位」と、第57条第2号中「第30条」とあるのは「第65条」とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第68条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要な事項は別に定める。

第12章 学生寮

(学生寮)

第69条 本校に、学生寮を置く。

2 学生寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第70条 本校に公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 観光・地域共生デザインコース

(観光・地域共生デザインコース)

第71条 本校に、観光・地域共生デザインコースを置く。

- 2 観光・地域共生デザインコースに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 沖縄工業高等専門学校^{（注）}の管理運営に関する学則（平成14年学則第1号）は、廃止する。

附 則（平19.3.30学則第1号）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際に在学する者の第19条第2項に定める授業科目及びその単位数並びに修得単位数の改正に伴う移行措置については、別に定める。

附 則（平20.3.31学則第1号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平20.8.20学則第2号）

この学則は、平成20年8月20日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則（平21.2.18学則第1号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平22.3.17学則第1号）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22.12.15学則第2号）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第65条第3項の規定は、平成22年12月15日から適用する。
- 2 平成22年度以前の入学者にあっては、第19条第2項に定める授業科目及びその単位数並びに修得単位数の改正に伴う移行措置について、別に定める。

附 則（平23.7.20学則第1号）

この学則は、平成23年7月20日から施行し、平成23年7月1日から適用する。

附 則（平24.3.14学則第1号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25.2.20学則第1号）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した者の教育課程の取扱いは校長が別に定める。

附 則（平26.3.12学則第1号）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平27. 2. 18学則第1号）

- 1 この学則は、平成27年2月18日から施行する。ただし、別表第1、別表第2及び別表第4の改正規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第4の規定は、平成27年度に入学する者から適用し、平成26年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平28. 2. 26学則第1号）

- 1 この学則は、平成28年2月26日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成28年度に入学する者から適用し、平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平29. 3. 15学則第1号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平29. 9. 13学則第2号）

- 1 この学則は、平成29年9月13日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成30年度に入学する者から適用し、平成29年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平29. 10. 18学則第3号）

この学則は、平成29年10月18日から施行する。

附 則（平31. 3. 13学則第1号）

- 1 この学則は、平成31年3月13日から施行する。ただし、別表第2及び別表第4の改正規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定は、平成31年度に入学する者から適用し、平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令元. 6. 12学則第2号）

この学則は、令和元年6月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令2. 3. 12学則第1号）

- 1 この学則は、令和2年3月12日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定は令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和2年度に入学する者から適用し、平成31年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令2. 3. 31学則第2号）

この学則は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令3. 2. 17学則第1号）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第4の規定は、令和3年度に入学する者から適用し、令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令 3. 3. 17 学則第 2 号）

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行後、最初に任命される第 8 条に規定する副校長の任期は、沖縄工業高等専門学校運営組織規則第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

附 則（令 3. 4. 21 学則第 3 号）

この学則は、令和 3 年 4 月 21 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 3. 10. 21 学則第 4 号）

この学則は、令和 3 年 10 月 21 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 4. 1. 19 学則第 1 号）

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 の規定は、令和 4 年度に入学する者から適用し、令和 3 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令 4. 2. 16 学則第 1 号）

この学則は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令 4. 2. 16 学則第 2 号）

この学則は、令和 4 年 2 月 16 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 4. 3. 16 学則第 3 号）

この学則は、令和 4 年 3 月 16 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 5. 3. 14 学則第 1 号）

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行後、最初に任命される第 8 条に規定する副校長の任期は、沖縄工業高等専門学校運営組織規則第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までとする。
- 3 改正後の別表第 4 の規定は、令和 5 年度に入学するものから適用し、令和 4 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令 5. 4. 19 学則第 2 号）

この学則は、令和 5 年 4 月 19 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。